

介護老人保健施設重要事項説明書

社会福祉法人 白 寿 院

1. 施設サービスの相談

担 当 者：入退所や生活全般に関する相談は〔支援相談員〕が応対します。
健康や病気に関する相談は〔看護職員〕が応対し、医師の指示を受けます。
介護に関する相談は〔介護職員〕が応対します。
施設サービス計画の立案は〔ケアマネジャー〕が応対します
受付時間：月～金曜日は、午前9時～午後5時(土曜日は、午前9時～12時)

2. 施設サービスの概要

名 称：新田塚ハイツ 電話番号：(0776)22-8367 番
所 在 地：福井市新田塚町506番地 郵便番号：910-0064
番 号：1850180074〔介護老人保健施設〕

設 備 等：サービスに関わる主な共用施設、設備は次のとおりです。

入所定員	………… 144名	支援相談室	………… 1ヶ所
個室	………… 14室	サービスステーション	3ヶ所
2人居室	………… 6室	診察室	………… 1ヶ所
3人居室	………… 2室	静養室	………… 3ヶ所
4人居室	………… 28室	家族介護教室	………… 1ヶ所
食堂(含む談話室)……	6ヶ所	便所	………… 8ヶ所
機能訓練室	………… 1ヶ所	エレベータ	………… 2基
一般浴	………… 1ヶ所	非常階段(各階)………	3ヶ所
機械浴	………… 3基		

職員体制：サービスに従事する職種、職員数及び業務は次のとおりです。

医師	………… 2名	医学的管理	
支援相談員	………… 2名	生活全般	
ケアマネジャー(兼務)	2名以上	サービス計画の立案作成・認定調査	
看護職員	………… 14名以上	健康全般	
介護職員	………… 34名以上	介護全般	
PT・OT・ST……	3名以上	リハビリテーション	
管理栄養士	………… 1名	給食管理	
調理員	………… 業務委託	炊事全般	

勤務体制：利用者と看護及び介護職員の比率は3：1の基準を上回った配置です。

夜間は、看護及び介護職員を7名配置します。			
通常の時間帯	8:30～17:15	夜勤の時間帯	16:30～ 9:00
早出の時間帯	6:00～14:45	遅出の時間帯①	9:00～17:45
事務の時間帯	8:30～17:15(平日)	②	10:15～19:00
	8:30～12:30(土曜)		

協力病院：福井総合病院(0776-59-1300) 福井総合クリニック(0776-21-1300)です。
空床利用：外泊でベッドが空いている時、短期入所で利用することがあります。
ただこの間に短期入所で利用することがあれば、居住費はいただきません。

3. 提供できるサービス内容

施設サービス計画の立案、作成、実行以外は【契約書別紙】に明記したとおりです。

4. 入所及び退所の手続き

入所手続：(1)電話か直接施設に来て〔支援相談員〕と面談の上、別紙【入所申込書】に所定事項を記入していただき、待機していただきます。
(2)定員に満たない時に、入所判定順に入所できます。
(3)入所の際に【入所契約書】を取り交わすことになります。
(4)他の介護保険施設から入所する時、あるいは居宅介護支援事業所を利用して
いる時は、事前に知らせていただきます。

退所手続：(1)利用料金の支払い催告に応じない時は、退所となります。
(2)病院又は診療所等へ入院した場合は、退所となります。
(3)職員や他の利用者に対して、背信行為を行った時は、退所となります。
(4)要介護認定の更新で非該当(自立又は要支援)と認定された時は、一定期間
の後退所となります。
(5)他の介護保険施設に入所する時、家庭復帰した時は、退所となります。
(6)死亡した時、退所となります。
(7)退所時は、残留物や金銭等全て、代理人(家族等)に引き取っていただきます。

5. 入所時や入所中に守っていただきたい事項

準 備 品：入所前に確認の上、日常生活に必要な、次のものを準備していただきます。

(1)本人が使い慣れている、車椅子・歩行器・老人車・杖・補聴器など。
(2)衣類・肌着類は、施設用の整理ダンスや収納棚などに納められる分。
尚、季節ごとの入れ替えは、家族等となります。
(3)パジャマ類は5組程。洗面用タオルは3枚程。
(4)入浴の際に着替えを入れる手提げ袋、靴、電気髭剃り(男性)等
(5)テレビ(19インチ以下)やラジオなど娯楽に適するもの。
(6)寝具類は、施設用ですが、夏季のタオルケット・冬季の電気掛け毛布、
但し、電気敷き毛布は、介護上に支障がありご遠慮ねがいます。

私 物：(1)私物で、不用不急のものは持ち込まないようにねがいます。
(2)衣類やタオル類の洗濯は、有料にて対応できます(任意)。高級素材、シルク、
ウール等是对应できません。家族の方が洗濯を行う場合でも必ず布製の名札
を縫い付けるか、油性の黒マジックで氏名を書くようにねがいます。
(3)生活が長くなると、身の回り品など私物が多くなってきますが、常時必要で
ない品は家庭で保管していただきます。

面 会：(1)面会時間は、緊急以外は、午前9時から午後8時までとなっています。
(2)面会の時に、利用者に「何か食物を…」と思われるでしょうが、身体の状態
によって飲み込みが悪く、喉につまる方もいれば、胃腸が弱くて消化不良を
起こす方もいます。食物や飲み物の持ち込みの際は、必ず担当看護・介護職
員に相談ねがいます。

外出外泊：(1)外出(外泊)を希望する利用者の家族は、サービスステーションに備え付けの
【外出・外泊簿】に所定事項を記入し、担当看護・介護職員に申し出ていた
だきます。尚、外出は緊急以外午前9時30分以降にねがいます。

順守事項：(1)施設の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従ってください。
(2)暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないでください。
(3)衛生、風紀、管理上支障のあるものを施設内に持ち込まないでください。
(4)火災、盗難の防止に努めてください。
(5)多額の現金、有価証券、貴金属類は、原則として持ち込まないでください。
(6)建物や設備を故意に破損しないでください。
(7)施設サービス内容について苦情、相談及び意見がある時は、いつでも申し
出てください。

虐待防止：虐待を受けた利用者を発見した場合は、速やかに市町等に報告いたします。

事故対応：万が一事故が発生した場合は、別紙【家族等連絡先一覧】によって速やかに家族等に連絡するとともに、保険者の市町等にも、その概況を報告いたします。

以上、介護老人保健施設の入所にあたり、利用者〔又は代理人〕に対して入所契約書及び契約書別紙、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日 [事業者] 住 所 福井市新田塚町506番地

名 称 新田塚ハイツ

説明者

以上、入所契約書及び契約書別紙、本書面により、事業者から介護老人保健施設の入所についての重要な事項の説明を受けました。

年 月 日 [利用者] 住 所

氏 名

年 月 日 [代理人] ☐ 家族 ☐ 成年後見人 ※いずれかにレ印

住 所

氏 名 _____

続 柄

手 1 月 1 日 制定
手 4 月 1 日 改訂
手 7 月 1 日 改訂

